

委員会規定(案)

平成28年7月7日理事会規定

平成30年9月10日改定

令和4年10月3日改定

(目的)

第1条 この規定は、定款第35条第2項の規定に基づき、委員会の種類、組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、この法人の事業を推進するため、所管事項について審議し、その職務を行うとともに、理事会の諮問に応ずる。

(委員会の種類及び所管事項)

第3条 委員会の種類は、競技運営委員会、資格審議委員会、国際委員会、普及委員会及び全国審査委員会とし、その主たる所管事項は、別表のとおりとする。

(委員会の新設等)

第4条 委員会の種類及び所管事項並びに委員会の新設は、理事会の決議によるものとする。

2 委員会に、部会、小委員会及び実行委員会を設けることができる。ただし、プロジェクト委員会の名称を用いる場合は、理事会の承認を得るものとする。

(委員会の構成)

第5条 委員会は、それぞれ次条に基づき理事会により選任された委員各10名以上15名以内の委員及び外部委員若干名により構成される。

(委員の選任)

第6条 委員会の委員は、いずれも広域団体及び都府県団体が推薦する者並びに理事会が推薦する者のうちから選任するものとする。

2 外部委員は、学識経験者の中から理事会が選任する。

(委員等の任期)

第7条 委員及び外部委員の任期は、2年とする。ただし、任期中に補充された者については前任者の残存期間とする。

(兼務の禁止)

第8条 委員は、原則として、他の委員会の委員を兼務することができない。ただし、外部委員についてはこの限りでない。

(委員長)

第9条 委員長は、理事および委員のうちから理事会の承認を受けて会長が任命する。

(委員の委嘱)

第10条 委員は、理事会の議を経て会長が任命又は委嘱する。

(会議)

第 11 条 委員会は、委員現在数の過半数以上が出席しなければ会議を開催することができない。

(議事)

第 12 条 委員会の決議は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(会議の開催)

第 13 条 委員会は、必要の都度開催するものとし、少なくとも、年 1 回以上開催しなければならない。

2 委員会は、委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の委員会の議決があったものとみなす。

(会議の議事録)

第 14 条 委員会を開催したときは議事録を作成し、委員長及び議事録署名人 1 名の署名押印をしなければならない。

(報告)

第 15 条 委員会は、毎年 1 回以上、理事会に対し、委員会の活動状況等について報告しなければならない。

(その他)

第 15 条 この規定に定めることのほか、委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、業務執行理事会の定めるところによる。

附 則

1. この規定は、平成 28 年 7 月 7 日から施行する。
2. 委員会規程（平成 28 年 2 月 8 日施行）は廃止する。
3. この規定は、令和 4 年 10 月 3 日（第 3 条、第 9 条改正）から施行する。

別表

(1) 競技運営委員会

- ① 競技会の実施及び運営、競技会の開催、公認・認定その他競技会に関する事項
- ② 選手登録や助成金の支給等、選手の育成に関する事項
- ③ 加盟団体、選手会との連絡調整に関する事項

(2) 資格審議委員会

ボールルームダンスに関する各種資格の認定及び会員管理に関する事項

(3) 国際委員会

- ① 国際競技会における環境の整備並びにわが国ボールルームダンスの競技力向上に関する事項
- ② 外国の関係団体との連絡、調整、招聘に関する事項

(4) 普及委員会

- ① 学校教育におけるボールルームダンス学習の普及・啓発、指導及び育成に関する事項
- ② ジュニアに対するボールルームダンスの育成、指導に関する事項
- ③ ボールルームダンスの普及に関する事項

(5) 全国審査委員会

ボールルームダンスに関する審査員の管理及び選任に関する事項